247 教育刷新委員会委員長報告「大学の自由及び自治の確立について」文部大臣へ回付〔昭和二十三年四月〕

（注記1）

文甲第一九号

起案	決閣定議	施行
昭和23年4月23日	昭和二十三年四月二十三日	昭和二十三年四月二十三日
	上奏 昭和　年　月　日	公布 昭和　年　月　日
	昭和　年　月　日	

内閣事務官 印（岩倉） 印（上川）

内閣官房長官

内閣官房次長 印（福島）

内閣総理大臣　花押（芦田）

永江国務大臣	北村国務大臣　花押（北村）	苫米地国務大臣　花押（苫米地）	西尾国務大臣　花押（西尾）
野溝国務大臣　花押（野溝）	岡田国務大臣　花押（岡田）	鈴木国務大臣　花押（鈴木）	一松国務大臣　花押（一松）
船田国務大臣　花押（船田）	加藤国務大臣　花押（加藤）	栗栖国務大臣　花押（栗栖）	水谷国務大臣　花押（水谷）
	冨吉国務大臣	竹田国務大臣　花押（竹田）	森戸国務大臣　花押（森戸）

（注記2）

別紙教育刷新委員会委員長報告

一、大学の自由及び自治の確立について

右供覧

回付案

〔二十三〕（加筆・朱書）年〔四〕（加筆・朱書）月〔二十三〕（加筆・朱書）日

内閣官房長官

文部大臣宛

教育刷新委員会委員長から、大学の自由及び自治の確立について別紙のとおり報告があつたから命によつて通知します。

昭和二十三年四月十七日

教育刷新委員会委員会 南原　繁 ㊞

内閣総理大臣 芦田　均殿

教育刷新委員会第六四回総会において左記事項を決議したのでこれを報告する。

なおこの決議事項を速かに〔(抹消)実現するよう〕〔(加筆)実施にうつすよう〕取計らわれたい。

記

一、大学の自由及び自治の確立について（別紙）

教育刷新委員会

〔(加筆)第六四回総会採択〕

（昭和二三・四・九）

〔(抹消)□□〕報告〕

大学の自由及び自治の確立について

一、学問の教授及び研究の中心機関である大学は、その使命を達成するために、大学の自由と自治を確立する必要がある。大学は従来の如き政府の官僚的統制と圧迫を排すると同時に、学問に対する理解を欠く社会的勢力の干渉を防止しなければならぬ。もとより大学の自由が無責任に流れ、或は自治がその範囲を逸脱するが如きことはあつてはならないのであつて、これがためには、その適正な運営を保障する方法を講ずる必要がある。

二、以上の見地から、国立大学における教育研究と主要な人事と、予算その他経営について以下の措置を適当とする。

(A) 大学の教育及び研究については、教授会（綜合大学にあつては、評議会をも併せ含む。）が審議すること。

(B) 教授、助教授の任免に関しては、さきに本委員会が決議した教員に関する身分法に基くこととし、その任免に関しては、教授会が選定した者について、当該大学長の具状に基き主管大臣が発令すること。

(C) 学長は、当該大学の教授及び一定範囲の助教授その他の職員によつて選定された候補者について、さきに本委員会が決議した中央教育委員会の議を経て、主管大臣が任命すること。

学部長は、当該学部の教授の中から、教授会によつて選定された者について、当該大学長の具状にもとづき主管大臣が任命する。

(D) 予算の作製、施設その他大学の運営については、中央教育委員会の議を経て、主管大臣が実施監督すること。

三、更にわが国立大学の自治的経営をして有効ならしめるために、大学に教授会或は評議会のほかに、「商議会」（カウンシル）を設け、学外の高い学識経験ある者の若干名と当該大学の教授の若干名と学長を以て組織し、主として前記(D)に関する事項を審議するを適当とする。

商議員の員数は、概ね、五名乃至二十名とし、少くともその半数は学識経験ある者をもつて当てる。

学識経験者たる商議員は、大学がその候補者を推薦し、主

管大臣が中央教育委員会の議を経て任命し、教授たる商議員は、教授会（綜合大学にあつては評議会）が推薦した者を主管大臣が任命すること。
商議員の任期は、三年とし、一年毎にその三分の一づつを改任すること。
（備考）公立大学については、本案第二項及び第三項に準ずること。

（注記1）
「（佐野）㊞　（立石）㊞」
（注記2）
「（加筆）一二一」（簿冊内件名番号）
〔『公文類集　第七十三編　巻百二十三　昭和二十三年　学事全
　教育刷新委員会委員長（報告）』2A, 28-2, ㊜3287〕